

## 母子生活支援施設あさひ館基本調書

施設概要	
設置目的	保護者が配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であってその者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、その保護者及び児童を保護するとともに、母子の自立の促進のためにその生活を支援することを目的として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、法第38条に規定する母子生活支援施設を設置する。
所在地	非公開
構造規模	①構造 ブロック造モルタル2階建て ②敷地面積 994.08㎡ ③延床面積 455.61㎡ ④施設内容 母子室(10室)、浴室(1、2階各1箇所)、集会室、医務室、警備員室、事務室、倉庫 ※母子室は和室6畳、台所4畳、便所
利用時間	終日
休所日	無し
主な対象者	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であってその者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合の保護者及び児童。
利用料金	有り(「社会福祉施設の入所者等に係る費用の徴収に関する規則」に基づく)
選定概要	
選定要旨	指定管理者の候補者の選定は、提出された申請書に基づき手続条例第4条に定める選定基準に照らし、学識経験を有する者で構成する選定及び評価会議等において事前に意見を聴取した上で総合的に審査し、母子生活支援施設(あさひ館)の設置目的を最も効果的に達成することができると認められるものを選定する。
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日 【5年】
選定種別	非公募(随意指定)
非公募(随意指定)の理由	<p>あさひ館は、埼玉県母子緊急一時保護施設及び埼玉県婦人相談センターの一時保護施設の指定を受け、緊急に保護を必要とする母子や配偶者からの暴力を受けたもの及びその同伴する家族の保護を実施していることから、公募により受け入れ施設が公に知られてしまうことは、制度の趣旨から問題があるため指定管理者候補者は非公募とする。</p> <p>平成25年度に行われた中間評価において、現在の指定管理者である社会福祉法人川口市社会福祉事業団に対する評価が「適正」とされ、標準を上回ったことに加え、利用者アンケートにおいても良好な結果が得られており、運営を継続することが妥当と判断されている。また、当該事業の特徴として、行政側(川口市)との連携が特に必要とされることを考慮し、社会福祉法人である現行の川口市社会福祉事業団を随意指定として選定する。</p>

選定結果	
指定管理者候補者	
名称	社会福祉法人川口市社会福祉事業団
所在地	埼玉県川口市大字道合 1421 番地
代表者	理事長 水野 敦志
主な業種	福祉
法人の目的	川口市社会福祉事業団は、市と一体となって、川口市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
法人の事業	第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業、公益を目的とする事業
指定管理料	【5年総額】109,907,000円
子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会における選定経過及び結果	
選定理由	<p>当該施設は現在、埼玉県からの委託によりドメスティックバイオレンスの被害母子の受け入れ施設として保護を実施していることから、公募により受け入れ施設が公に知らされてしまうことは、制度の趣旨から問題があるため、平成元年4月から管理運営を業務委託していた、川口市社会福祉事業団を随意指定として選定しました。</p> <p>子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、指定管理者選考審査基準に従い、母子生活支援施設の目的役割等を十分に理解し、配偶者のいない女子とその養育すべき児童の生活の支援及び自立の促進のための場としての施設運営が適切に行なわれ、かつ、運営理念・方針、法人等運営、財産管理、施設運営管理が適正であるかについて、提出された資料の審査やヒアリングを行い、総合的に評価して選考を行いました。</p> <p>選考評価表に従って5名の選考委員が6分野20項目について採点した合計点数は500点満点中373点、5点満点中平均3.73点となりました。</p> <p>特に評価された点は、「管理運営を行う人的及び物的な能力について」に関して、職員の研修体制や苦情対応等のリスクマネジメントが優れていると評価されました。また「適切な処遇の確保、母親と子ども本位の支援、支援の質の確保」に関して、母子の生活の安定、自立への支援に向けて、職員全員が協力して取組む姿勢が評価されました。</p> <p>一方、収支計画書については、過去の実績を勘案した精査をした結果、必要経費に対し適正な計画書となったものです。</p> <p>専門委員会では上記意見、選考評価表の採点結果等を踏まえ、「川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とするものです。</p>

## 川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

母子生活支援施設あさひ館の指定管理者候補者の選定については、専門委員会で適正な手続がなされ、候補者として選定基準等に合致しているものと判断した。

### 選定書類

選定書類	添付資料
母子生活支援施設あさひ館選考評価表	別紙1
審査基準	別紙2
審査表	別紙3

### 選定スケジュール

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議及び専門委員会選定スケジュール	日程
○第1回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者選定方法、募集内容、審査基準	平成27年 5月29日
○第2回専門委員会○ *施設視察、募集要項及び評価項目について	平成27年 7月28日
○第3回専門委員会○ *施設視察	平成27年 8月 5日
○第4回専門委員会○ *プレゼンテーション審査	平成27年 8月19日
○第5回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者の決定	平成27年 9月30日
●川口市指定管理者候補者選定及び評価会議●	平成27年11月 6日

### 子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会委員名簿

	役職	氏名	区分	経歴等
1	委員長	大久保 光 人	川口市職員	子ども部長
2	副委員長	小 林 修	税理士	小林修税理士事務所所長
3	委員	尾 木 ま り	知識経験者	子どもの領域研究所所長
4	委員	滝 川 敬 子	知識経験者	川口市民生委員児童委員協議会委員
5	委員	田 中 江美子	知識経験者	川口市保育所研修会会長

### 川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員名簿

	役職	氏名	区分	経歴等
1	会 長	水野 敦志	副市長	
2	副会長	高田 勝	副市長	

3	副会長	寺田 美津司	社会保険労務士	埼玉県社会保険労務士会川口支部長
4	委員	谷川 光洋	弁護士	弁護士会埼玉弁護士会所属
5	委員	鈴木 真由美	税理士	関東信越税理士会川口支部所属
6	委員	木村 裕美	中小企業診断士	早稲田大学研究員
7	委員	伊藤 正樹	市民代表	川口機械工業企業研究会特別幹事
8	委員	佐藤 千恵子	市民代表	スクールカウンセラー
9	委員	橋本 泰孝	市民代表	NPO川口市民環境会議 副代表理事

## 母子生活支援施設あさひ館選考評価表

法人名 川口市社会福祉事業団

1 運営方針について		A	B	C	D	E
①運営の理念	質問書1①	4	4	3	4	3

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点

2 施設の効果の発揮について		A	B	C	D	E
①目的を達成するための考え方と方策	質問書2①	4	3	4	4	3
②関連情報の提供と関連組織との連携方策について	質問書2②	4	4	3	5	3

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点

3 管理運営を行う人的及び物的な能力について		A	B	C	D	E
①職員の専門知識や利用者への指導能力の育成	質問書3①職員配置	4	4	4	5	3
②質の向上に向けた取組み	質問書3②	4	3	4	5	3
③苦情等の対応手法と、リスクマネジメント	質問書3③	3	4	4	5	4

期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当（期待どおりの効果と活動量がある）3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点

4 管理経費の縮減について		A	B	C	D	E
①運営経費の有効かつ効果的な活用方法	質問書4①収支計画	2	3	4	4	3
②計画的かつ適正な収支計画	質問書4②収支計画	2	3	3	4	3

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点

5 適切な処遇の確保、母親と子ども本位の支援、支援の質の確保		A	B	C	D	E
(1)母子への尊重と最善の利益の確保	事業計画書1	4	4	4	4	4
(2)権利侵害への対応	事業計画書2	4	4	4	4	3
(3)母子の主体性の確保	事業計画書3	4	3	4	5	3
(4)支援の基本・初期の対応	事業計画書4	4	3	4	5	4
(5)母親への日常生活支援	事業計画書5	4	4	3	4	3
(6)子どもへの支援	事業計画書6	4	4	3	4	4
(7)DV被害からの回避・回復	事業計画書7	3	4	4	5	3
(8)子どもの虐待状況への対応	事業計画書8	3	3	3	5	3
(9)家族関係への支援	事業計画書9	4	4	5	4	3
(10)就労支援	事業計画書10	3	3	4	5	3

期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当（期待どおりの効果と活動量がある）3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点

6 応募法人の現状等		A	B	C	D	E
①法人の実績等	様式5(6-(1))	4	4	4	4	4
②財務の状況	様式5(6-(2))	3	4	5	4	3

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点

合計	71	72	76	89	65
	373				
平均	74.6				

## 事業計画書「事業運営に関する質問書」【あさひ館】

**1 運営方針について****①運営理念**

・設置目的を理解し、配偶者のいない母とそのお子様の生活を支援し、自立を目指す施設に資する適切な理念、方針や考え方が述べられているか。

**2 施設の効果の発揮について****①設置目的を達成するための考え方と方策**

・目的を達成するための考え方を述べているか。  
 ・母子の居場所機能、問題の発生の予防と対応、母子への支援の成果が望まれるものとなっているか。

**②市民への関連情報の提供方法と関連組織との連携方策**

・必要な社会資源(関連機関・団体、情報)を的確に認識しその入手方法や関連組織との効果的な連携方策を述べているか。  
 ・またそれらをどのように母子へ提供していくのか具体的に述べられているか。

**3 管理運営を行う人的及び物的な能力について****①職員の専門知識や利用者への指導能力の育成**

・職員の専門知識の習得や利用者への指導能力を、どのような考えで、向上させていくのか。  
 ・また、そのための職員研修などを具体的にどのように実施していくのか。

**②質の向上に向けた取組み**

・サービスの質の向上を目指し、内容の見直しなどが行われる具体的な提案があるか

**③苦情等の対応手法と、リスクマネジメント**

・トラブルや苦情への考え方や対応は適切に示されているか。  
 ・様々なリスクを想定し、保険等への加入など具体的な対策を示しているか。

**4 管理経費の縮減について****①運営経費の有効かつ効果的な活用方法について**

・経費を有効かつ効果的に配分しているか。  
 ・他の事業者との事業内容を比較して、効率的な額となっているか。

**②計画的かつ適正な収支計画**

・修繕費を含め、必要な経費を見積もっているか。  
 ・5ヵ年分の計画的な収支を計上しているか。

## 5 適切な処遇の確保、母親と子ども本位の支援、支援の質の確保

<p><b>(1)母子への尊重と最善の利益の確保</b></p> <p>社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っているか。 母親と子どもの思想や信教の自由を保障しているか。</p>
<p><b>(2)権利侵害への対応</b></p> <p>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止しているか。 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底しているか。 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるか。</p>
<p><b>(3)母子の主体性の確保</b></p> <p>母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいるか。 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っているか。 行事などのプログラムは、母子が参加しやすいように工夫し、計画・実施しているか。 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているか。</p>
<p><b>(4)支援の基本・初期の対応</b></p> <p>母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているか。 職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいるか。 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているか。</p>
<p><b>(5)母親への日常生活支援</b></p> <p>母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているか。 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援しているか。 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているか。</p>
<p><b>(6)子どもへの支援</b></p> <p>健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているか。 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談及び支援を行っているか。</p>

**(7)DV被害からの回避・回復**

母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備しているか。  
母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っているか。  
心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているか。

**(8)子どもの虐待状況への対応**

被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援しているか。  
子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているか。

**(9)家族関係への支援**

母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているか。  
障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携しているか。

**(10)就労支援**

母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っているか。  
就労継続が困難な母親への支援を行っているか。また、必要に応じて職場等との関係調整を行っているか。

**6 応募法人の現状等****①法人の運営事業や実績等について**

運営実績はどうか。

**②財務の状況について**

決算報告、財産目録、残高証明、財務分析表の状況はどうか。

母子生活支援施設あさひ館選考評価表

委員氏名 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

1 運営方針について

		非常に優 れている	優れてい る	適当	やや劣っ ている	劣ってい る
①運営の理念	質問書1①	5	4	3	2	1

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点

2 施設の効果の発揮について

		非常に優 れている	優れてい る	適当	やや劣っ ている	劣ってい る
①目的を達成するための考え方と方策	質問書2①	5	4	3	2	1
②関連情報の提供と関連組織との連携方策について	質問書2②	5	4	3	2	1

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点

3 管理運営を行う人的及び物的な能力について

		期待以上 の効果	期待以上 の活動	適当	効果が薄 い	具体性が 無い
①職員の専門知識や利用者への指導能力の育成	質問書3①職員配置	5	4	3	2	1
②質の向上に向けた取組み	質問書3②	5	4	3	2	1
③苦情等の対応手法と、リスクマネジメント	質問書3③	5	4	3	2	1

期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当（期待どおりの効果と活動量がある）3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点

4 管理経費の縮減について

		非常に優 れている	優れてい る	適当	やや劣っ ている	劣ってい る
①運営経費の有効かつ効果的な活用方法	質問書4①収支計画	5	4	3	2	1
②計画的かつ適正な収支計画	質問書4②収支計画	5	4	3	2	1

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点

5 適切な処遇の確保、母親と子ども本位の支援、支援の質の確保

		期待以上 の効果	期待以上 の活動	適当	効果が薄 い	具体性が 無い
(1)母子への尊重と最善の利益の確保	事業計画書1	5	4	3	2	1
(2)権利侵害への対応	事業計画書2	5	4	3	2	1
(3)母子の主体性の確保	事業計画書3	5	4	3	2	1
(4)支援の基本・初期の対応	事業計画書4	5	4	3	2	1
(5)母親への日常生活支援	事業計画書5	5	4	3	2	1
(6)子どもへの支援	事業計画書6	5	4	3	2	1
(7)DV被害からの回避・回復	事業計画書7	5	4	3	2	1
(8)子どもの虐待状況への対応	事業計画書8	5	4	3	2	1
(9)家族関係への支援	事業計画書9	5	4	3	2	1
(10)就労支援	事業計画書10	5	4	3	2	1

期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当（期待どおりの効果と活動量がある）3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点

6 応募法人の現状等

		非常に優 れている	優れてい る	適当	やや劣っ ている	劣ってい る
①法人の実績等	様式5(6-(1))	5	4	3	2	1
②財務の状況	様式5(6-(2))	5	4	3	2	1

非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点